

門 12
第 1367
卷

162.

明治十九年十月十日

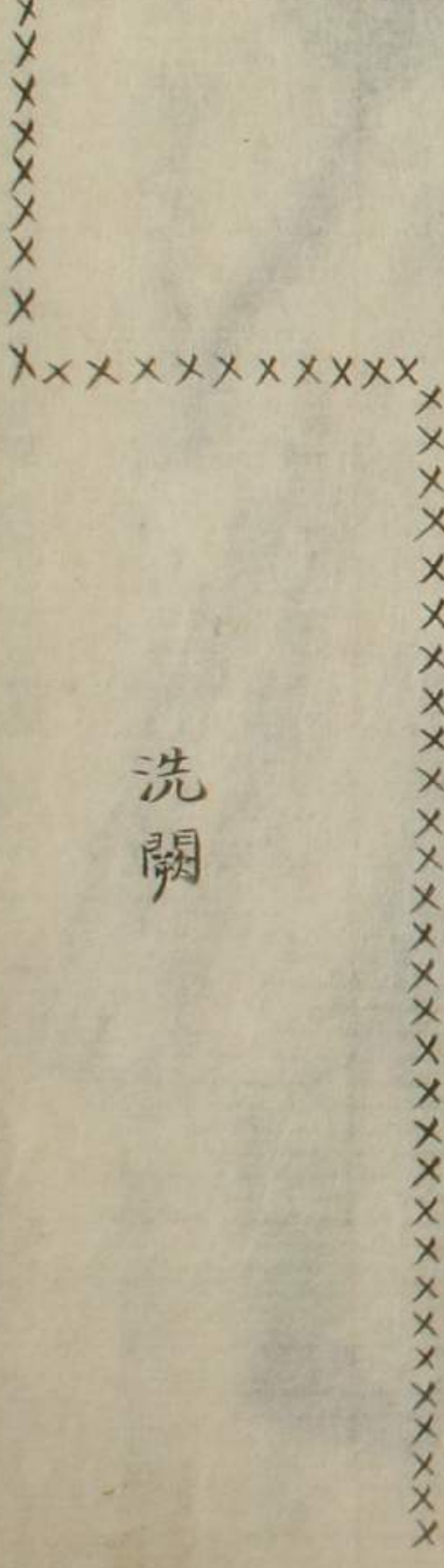
御供
御廻
主殿
美濃正
守

越中
江守

駿河守
河内守
永壽院
申周
助三郎
亥五郎

儀古

洗關



御慶
御上段

御下段

漂流人
幸太支

砂利留

吹上
奉行
御後付





漂民法覽之記



寛政五年癸丑九月十八日吹上法物元おかのて去天明二年
 壬寅十一月十三日勢列白子を出船し其夜駿列の沖に
 倭小大風ふ吹放され同二年七月廿日魯西亞乃属島
 アミツカといふ地へ漂着しまたそのカムサツカ。オホツカ。イルカフツカ。
 於といふ地を經歷 歌羅巴洲なる魯西亞國乃却へ出女帝ふ
 見へて許しを乞ふ去年九月三日 蝦夷乃チモロといふ地まで
 彼玉乃 船より送り帰されたり 神昌丸乃 船頭大黒屋
 幸右衛門 同水主殿 吉右衛門を 上院あり 法物見の正面
 お法を廉をり申 法遊見有極ふ法をを 後く 右の方乃

中入側のハ松平越中守カ納を以守平因良徳と高井主振
列座其前ハ張出しを搦ハ法小納戸取取亀井波河守小野
河内守多記永壽院桂川南周列座是等ハ事由と尋
後更き与命と侍次ハ法目付中川勘之師矢部彦五郎
ハ西人ハ今日乃執りナリ 法座乃法後ハ法小姓法光ハ
法小納戸群居ナリ法白砂ハ床儀斗御と居由是ハ彼
二人の者の為ハナリナリナリ初ハ小ハナリナリナリ
之ハ幸ト丈破者とハ召出さる幸ト丈ハ齡二鬢をとハ之ハ銀
後ハ法も思手結テ止手思手纏を口き小をきみ
襟ハ黄金を造りるハ小鏡の上手物とナリハ挑子の銀

莫卧見テ割しるハ筒袖乃ハ套ハ赤キ玉の衣紐を施し
同シ織柄の衿を忌緋地乃緋の紫身を忌是ハ白キ莫大小
の上思手百尔西重草乃深出と履き魁藤乃杖と突り
磯志ハ齡二十八同ハ止手ハ鬢を組幸丈ハ掛るハ止手ハ
物を銀を仍りるハ手ハ筆と取テ眼手ハ緋哆囉呢のハ套
小銀の衣紐と付紫身を握テ緋ハ思手縁を組るハ止手ハ
莫黑向道の天鷲織の袴を忌手白免手ヤ止乃上深出
をさ手ハ是ハ幸丈又ハ留とハかしく遠ハひテ手ハ上ハ柿色
の草切テ纏ふれど製作ハ同ハ振分リ諸君ハ止手ハ地ハ
置洋をかしテ床ハ小止手ハ神丈ハ付酒の人と見度

紅毛人の形は髪方髻よりまより彼二人は同じく下は着る如
的実ふして聊も虚誕かし誦ふ千古の一大奇事あり

問

其方共初忌船走る形は何とヤ地は

答

アツカとヤ鳴く漂忌仕はけふ四年に昔に食事魚乃
潮蒸黒百合乃根をとりて煮研て白湯のゆふに
このを焙居し女は腮を二本鼻を計す角有る面神並
ふ子の甲ふまきし箱を入墨仕は其角ハ自然にせし
おめてはさく鯨の二才めて筆の軸の大きふ割り長サ二三

寸無しおぬいさふ振はるふはたの常ふいなるし居し男子ハ
被髪少て男女とも鳥の毛を忌定居ふはたのまよりカムサツカと
ヤ地ハ此誠は在留の中宗組の内六人死仕は其病神日本にてハ
見及不ヤハチニカトヤ病ふはた
和蘭テシケウルホイ
ト云昂青眼牙痺也 け地あて魚
西重乃加法丹 官名ナリ是紅毛
ニモアリ テモヘナシホイチとヤ者ふ出逢ハオホ
ツカとヤ地ハ連はれれよりイルカツカとヤ地ハ四年漂居仕は
此ハ冥々氣持ふ喜交冬乃方外仕はハ裘を忌し狐皮
あて面を包み月より出しめて歩仕は若ハ川合世の透る
より耳鼻かきをあらししハハ泣いて石乃トく響くおあり家
ハ入暖氣をほしハ息解るハ頬先かきを忌よりあらし

小後為_レ中_レの帝を乳酪小丁子肉桂の末を加_レゆを喰_レゆは
瘡中の嚴_レを棄_レて_レゆ_レは_レも_レ脱_レる_レ中_レの既_レ不同_レ船_レの志
在_レ我_レと_レ者_レた_レの_レ酒_レを_レ相_レ煩_レゆ_レは_レ彼_レの_レ医_レ師_レ大_レ好_レ釣_レを_レ
鋸_レして_レ豆_レを_レ挽_レ切_レ焼_レ酒_レに_レ浸_レし_レ中_レの_レ綿_レを_レ切_レ口_レを_レ治_レふ
療_レ治_レ仕_レの_レ意_レを_レ示_レす_レ硝_レ子_レを_レ入_レ些_レ中_レの_レ勿_レ論_レ療_レ治_レ前_レも_レ飲_レせ
中_レの_レ食_レ物_レの_レ手_レ元_レは_レ一_レ日_レも_レ銅_レ錢_レ控_レ文_レは_レお_レ食_レひ_レた_レも_レ錢_レを_レ牛
肉_レ麦_レふ_レを_レ調_レへ_レ給_レ中_レの_レ控_レ文_レを_レ一_レ日_レも_レ新_レ舊_レ十_レ分_レも_レ治_レす_レ去
形_レう_レた_レも_レ錢_レ後_レも_レ能_レく_レお_レ渡_レす_レ不_レ自_レ由_レは_レゆ_レく_レえ_レ手_レ備_レ具
以上_レ代_レ年_レ貢_レおも_レ取_レ中_レの_レ万_レ安_レ方_レ高_レ人_レも_レお_レ奉_レひ_レとも_レ画_レく_レ取_レを_レ
中_レの_レ給_レひ_レ作_レ事_レ云_レ仕_レは_レせ_レも_レ彼_レ地_レの_レ人_レも_レお_レ奉_レひ_レ給_レひ_レは_レす

相_レ進_レひ_レ給_レども_レ何_レ分_レ日_レ奉_レへ_レ歸_レす_レ仕_レ度_レ預_レふ_レは_レな_レい_レゆ_レく_レ一向_レ兼_レ川_レ不_レ仕
免_レ角_レ仕_レ露_レ命_レを_レ始_レめ_レ彼_レ是_レへ_レ歸_レす_レ形_レも_レ事_レお_レ預_レひ_レとも_レと
一向_レ皆_レ明_レ不_レ申_レは_レ申_レあ_レて_レ女_レ帝_レお_レ治_レ國_レ不_レ達_レし_レ不_レ申_レ灰_レの_レ色_レし
取_レ出_レゆ_レ身_レ私_レ人_レ都_レ登_レり_レ帝_レ直_レ祈_レ仕_レは_レた_レも_レ臨_レ中_レキ_レリ_レ口_レト_レハ_レ
旗_レ本_レの_レ石_レ分_レも_レお_レ奉_レひ_レは_レ御_レ女_レ帝_レハ_レベ_レキ_レル_レボ_レル_レト_レハ_レお_レ奉_レひ_レな_レい_レられ
い_レ私_レ等_レ早_レ進_レむ_レお_レ奉_レひ_レは_レ御_レ女_レ帝_レハ_レお_レ奉_レひ_レた_レも_レ官_レ人_レ嚴_レ重_レす_レお
治_レす_レは_レた_レも_レ官_レ女_レ雲_レの_レも_レく_レ因_レ徳_レ仕_レは_レた_レも_レ取_レ手_レ給_レあ_レて
お_レ預_レ仕_レは_レし_レ御_レ老_レ中_レも_レ官_レ人_レ手_レを_レ取_レひ_レて_レ女_レ帝_レの_レ治_レ前_レに_レ侍_レひ
両_レ手_レを_レ奉_レ給_レ出_レし_レい_レや_レう_レお_レ奉_レひ_レた_レも_レ右_レの_レも_レく_レお_レ仕_レは_レる_レ女
帝_レ御_レ手_レを_レ延_レ指_レ先_レと_レ私_レ掌_レの上_レに_レ持_レつ_レと_レ治_レの_レせ_レは_レ奉_レひ_レとも_レ度

いふまゝに掌櫃小仕位と交られぬ方のいとく小仕位は、初て
帝不見（山時乃）礼儀の申ふはたぬ為に、早進お海の中
板玉城の構（二）石城と見え、平人の住居をたき、遠く後にはた
る（三）上五重六重、小仕位家の二重、三重、月小築山泉より、形どを
持花細あを、作中（下）地を銅で張其上（土）を入（二）の由
小仕位ノ家作の義（五）城も平人の住居をたき、遠く後にはたぬ

問

火災乃、義（二）城も平人の住居をたき、遠く後にはたぬ

答

た（三）上五重六重、小仕位家の二重、三重、月小築山泉より、形どを

居は、大事、西交は、二階の大事と、三階まで、存する、を、障子、杯を、
控、受、存、平、根、小、仕、位、ノ、畢、竟、之、家、焼、失、仕、位、ノ、住、居、ノ、家、内、小、仕、位、ノ、
道、を、或、内、造、作、等、焼、失、仕、位、ノ、義、小、仕、位、ノ、住、居、を、た、き、あ、り、作、り、
不、仕、位、ノ、大、事、も、中、仕、位、ノ、一、階、中、仕、位、ノ、

問

城、構、乃、上、大、事、乃、自、鳴、鐘、有、り、由、見、及、ぬ

答

城、乃、大、造、乃、小、仕、位、ノ、車、の、太、け、邦、を、仕、水、車、の、輪、を、所、小、仕、位、ノ、

問

城、門、ノ、上、魯、西、中、真、乃、帝、伯、多、録、の、像、有、り、由、見、及、ぬ

伯多録の條ハ靈屋不安置仕ハ在ハ法室 庫ハ大なる磁石有之
ハ大サ三尺斗オテ四角ハ箱金を入ルテ釣下ハ在ハ一モ四隅ハ石貫自
ツノ破一挺ツ吸付居ルハ磁石の吸ハ付キハ螺旋を抜也ハ
吸下の食違ハ在也ハ四方の破地ハ有ルハ又ハ螺旋を戻也ハ作の
破地ハ有之のモツ吸付ルハ

問

ムスツハ大石大矢有之トシハ見及也

答

鏡只ハ入仰向ハ即ハして手ヲ延ル指先ハ一法之ハ長サハ三圓半
ハお見ルハ同所ハ大積ノ有ク燒成ル由オテ種ハ大地ハ喰入居

中ハ周と堀石垣を造リ一ハ内ハハ下リて見ルハ板ハ一ハモツ其大形ハ
事言語不絶一ハ事ハモツモツ日本買立石目一貫目ハ仕斗千
五石貫目有之由小山乃トクハお見ルハ

問

駝馬見及也

答

ヤコフツカをイロコウツカハ道のオテ見ルハ一神氣色オテハ其ハ大
キク脊ハ痛有之ハ駝ハ神ハ細長ハ駝ハ小キトハハ在リハ
ベルウタトヤル

問

多生粉はけ方同根ふゆ何と申すやきせむやきとものよてゆね
あてゆね

答

け方のよりいふふゆなくやえりたこと申すやきおもゆなく
この根も石もゆなく水昌くて天大をとりそれて給申私もいふ
ふいあくゆねに夫あて給申い何れと尋らむとたいたき股申ゆ
あてゆね

同

本舞多種方古枝ゆね

答

たし舞一向及不申は豆種新の人の鉄炮種古伝を見物仕
あてゆねの端やを授け申ゆ侍の持種及不申は搦沙
持ゆを之掛申ゆて藤末あまりのあて去張姫夫人の弓目振ふ
又物多を視く而切不申は金色荒砥あて白研お仕ゆめふゆね

同

老申せもおえ申ゆ人住来の舞ハあふゆね

答

是にきてゆ種舞申ふゆなく舞ハ甚高く之流ふ作る車の輪
四ッお仕馬あ足奉申ゆ舞の内ハ四人移る字申私
おゆ法申ゆ同申ゆてお給ふゆゆゆゆゆ女帝の川奉申ゆ

も争事も、流石に然るべし。諸備、存続お見え、人留りの民に
は、中々

問

首ふ然らば、何ぞや、腰ふさげ、はもの、何ぞや

答

腰ふ控は、女帝より賜り、時平めて、はた、襟ふ、女帝の、メニタリ
と、物ふ、は、た、く、に、何、の、用、廻、伯、多、録、帝、字、馬、乃、像、行、面、を、
當、今、の、女、帝、エ、カ、子、リ、十、の、月、像、ふ、は、さ、く、は、襟、も、女、帝、より、賜、り、
け、メ、タ、リ、を、懸、は、老、の、魯、西、國、中、何、方、へ、来、り、は、て、も、唐、累、の
五、板、以、不、仕、は、懸、く、そ、お、た、女、の、刻、外、ふ、仕、は、た、く、は、何、方、へ、来、り、て、も

答、い、人、も、常、中、の、食、事、の、首、ふ、と、法、老、中、の、宅、一、系、一、系、の、給、事、か、は、
け、何、を、給、り、と

問

給、お、扱、交、交、お、扱、と、法、白、砂、へ、石、出、さ、る、け、度、外、套、と
撫、一、幸、を、又、油、緑、色、の、多、呢、破、吉、老、虎、色、の、多、羅、呢、あり

問

其、方、た、る、の、魯、西、國、中、て、救、命、の、恩、に、お、か、の、厚、情、純、お、存、り、補、り、
お、ま、し、は、何、存、在、は、お、大、切、お、存、知、り、半、お、い

答

恩、儀、お、お、の、し、聊、も、純、お、存、不、し、は、お、去、大、切、お、存、い、と、半、程、の
事、は、お、い、し、く

問

た程恩後も有くは如何に活る程と云ふ事（お房の事）

答

恩ありてお房を母妻の子に成れども此の恩愛の情お忘
りて其上食物等も不自由にて難儀仕はる已むは才三三
此のお通兼朝夕も不仕せざる事 勝おはすて身命を
擲一命得國仕度恒お成り事おはす

問

と言葉は是れは如何に云ふ事

答

是程も聞か上り申すは誠にお方の一おて下さる所おありはて
る毎
仕の事お成り魚何角も不便利なる事のおはたは味
程の用とお成り申すの事おはす

問

歸玉の事おはす申すは如何に申す事（お房の事）

答

老中とも申役人歸玉の御り申されは世界の事と大抵我事と交易
通商と云ふ事（お房の事）通信と云ふは世度御事を送歸り
因茲交易と云ふ事（お房の事）及申ふ有しは去あつて活ると申す事（お房の事）
お房の事（お房の事）お房の事（お房の事）お房の事（お房の事）

の役人の存考を中つられゆふと推察仕

同

彼地を耶穌宗門に入改宗被ひ志し四十二日水を浴うしちを向て嘔吐し
し上りて名を改むる勿論名を改むるも水を浴せしむし且及
や有る也

答

法尋のよくふはせし名を改む時ハ何れ水を活せしむとお見え
夜ふ小児の名を何れも大御水と改む小児を水中に度浸
し上りて名を改むる小児の卵を啼す

同

宗門に入らずにた結し其見及す万歳事の有る也

答

前ふも上りて私にも制外也何方へ余は何種の名を之れてもた
しと此はとももすはたし申す神々も心備ふ是物仕はた

同

十字宗被ひしものを貴は候え及也 是ハ切支丹ノ法卷ナリ

答

是ハ宗門に入らざる人々首小をハキリスとハハ他し十字宗
めてハ宗門に入らざる人々首小をハキリスとハハ他し十字宗
入らざる人々首小をハキリスとハハ他し十字宗

あやうに帰る節も主人の暇を不仕はるも佛壇へ清き仕はるに宜きものは
佛の事をホーフとすはホーフとすはホーフとすは天の事をすは種ふ及
すは

問

硝子を吹はを見はる

答

硝子チコルポルへ出る節中其場世話不仕はるキリロトすは硝子師
あてあはるる彼宅に在る月見物仕はる石を粉ふは山境と小麦
の粉のときものときふこふは交物候是はうけはるはとも及る
不すは板硝子を吹はる先徳利のときものふ吹はる山境を

堅ふ節は川室ふ入はるたの節より二ふわれれを破はるふすは
たのふおあてはるすは電の肉へはるは焼はるは西ふのひ
はるあはるかおはるすは

問

鏡の装法見及はる

答

随ふる物仕はる地を垢てはるをい事厚板して蓋を仕はる穴を吹はる
おとけね板の敷想して脂多き油を積はる火をふけすは火は時
上より生るを覆はる蒸焼お仕はる下のはる自然お漏りすは
諸一斗出はる上ふる二斗はるはとあてはる

同

哆囉呢の織方見ヤルヤ

答

是又見物仕の綾半の毛を紡きぬて空杯めて織すの織上はせり
糸を噴き毛の硬き刷毛少くおせり多き所ヤル

同

魯西虫の毛玉の比は針より短ふて多しは少くおせりヤ

答

さの短きヤルも是不中は五月より九月はまて夜中もその外
はつりく曇るは空をりもまて仕はまて細お徳は物をと焼かす

讀中絶ふおせり

同

何を括別お世安と存りふ小逢はまははるくお

答

尤直お安も逢不中は唯お多きは彼地の寒氣にていたお宮
初おも上お多しおとく再鼻解着も足も切着は時宜ふ
おたははは是絶ふおをりしきも安をすはせり

同

一雁八年中居りヤ

答

大抵年中居ひは内裏の中はあり秋の初迄別々で野交印をも
うみ久し〜の家のおもねをとり警のめくふ喜ひ置印をせり
食神の仕の雄四五ねふ雌之四十はけ至り印の味は甚能との
あてはたぬ

同

ムスクワハ大成石橋有之由見物致ゆ

答

その橋を損じて當時に板をて仮橋をうち修す仕ゆ

同

彼方にて日本の事存居ゆ

答

何事ふよ〜に能存居る日本は事實を辨る記しに古物も亦
日知書をもも及り日知人より桂川南周極中川淳菴種
と中川方の由名をば何れも存居り日知の事を古の書物の中
みも書載せ有之極ふ承及り
中川淳菴ハ若列ノ侍医ナリ往年病死ス
彼邦ニテハ官医ノヤウニ得居ル趣ナリ

同

水車風車い見及ゆ

答

水車ハ度々有之ハ派治屋淺座木皆水車お用ハ風車ハ羽根
は投りて解の外大造等との水車はあは流川等々ありお用ハ

を何事と云ふ事もお尋ね不申の

同

却の入京彼玉の控ふ小形身有之由元及也

答

一馬仕仕共文辨お方不申の故ゆ御成候とも江別仕仕の
私ともゆふ形度と云申しはゆとも鹿角進滞仕仕在日申
通船仕仕辰新く承及ゆ申し紅毛人小島より日申し道保具
ゆ様お取ゆふ魯西亜の帝へ出仕海玉形以形下小仕魯西亜
の手を放れゆと送届申し度くとも申し海上行程を了す
お尋ねゆふ二年かたゆ申し魯西亜へは在程年月かた

不申ゆ様お尋ねゆふ事一取引者ゆ申しゆ紅毛人お取取申し
存居ゆ日傳國の事九十候ゆ事申し申し

イルコフツキ。さて朝鮮人を見ゆ唐人をも見ゆ申し北京人の
由お出せゆ

各申し様お宗氷の上と大お掌申し一人お大田走つて申
ゆ様のお尋ねゆふ事申し申し

べ子正ルホルの嵐程の野括兔雀程の雉鷄ゆゆの野括
傳玉の帝持取申し存三正まで飼置ゆ彼玉の事ゆゆも
不詮傳ゆ十百爰ゆ後申し申しと存飼置ゆ所不詮申し申し
當今に甘帝と云ふ名に上りテリナ。アレキセウナ。と申し清事六十四

石川將監様ヨリ

一奉書 一箱

村上大学様ヨリ

一高蔭繪 四重組 一通 一同菓子盆 二十枚

松前様ヨリ

一眞斗 六コ 一箱ツ

一フロシヤハ、此後渡ルル此度、不案内カテ、参リ申事、在、此用、控ルル事、
如何様ニ儀、ルル事、其此道、不可廻、日本ノ風、テ、海、覧、ノ、備、五、之、
異國、船、見、當、リ、次、身、微、塵、ニ、イ、タ、シ、儀、猶、又、交、易、等、ノ、願、モ、長、
崎、ヨリ、相、廻、ル、様、ニ、シ、仰、付、ク、由、漂、流、人、法、受、取、并、法、返、翰、法、贈、

物松前ヨリ御料理等被下置候フロシヤ人甚悦出立候由重石
長崎ヨリ廻り候るモ宜御證文ヲ頂キ由

信牌

フロシヤ國ノ船一艘長崎ニイタルタメニシルシノ事

爾等論ス字ヲ承諾シテ長崎ニイタラントス抑切支丹教ハ
我國ノ大禁也其像ヲヨヒ器物書冊等ヲモ持来コトナカレ必
害セラル事アラシ此旨ヲ恪遵シテ彼地ニ至ラハ當ニ研究シテ上陸
ヲモユルスヘキナリソレカタメニ此一張ヲアタフル事シカリ

石川將監書判
村上大学書判

此度

政府ノ指揮ヲ奉シテ

アタシラクスミン
ワタシイミラチラ

給フ

寛政五年六月廿七日

御印

御印

従公儀苗家留之居御呼也。此後渡御書付之写

日向守殿御分御別河曲郡南宮村幸吉又殿吉後不國に
波原流に如年月銀鞍之凌江恙波序に事奇持成
志分令之拾支宛此下付度之別後在取此返之

此当地之居置御位不之候之番所此地榮村植場之内位
居為波月之為由幸吉又之金之支宛殿吉に令取
之此下兩人共御書付書之也此迄安徳為波先之役
居此御書付御書付之候此後御書付之御書付之御書付
采女之殿此後御書付之御書付之御書付之御書付

寅六月

勢別龜山領主

石川日向守

文化二乙丑年三月九日阿魯奇亞船帰航に伴渡書ヲロイヤ人商三月九日
長崎出役所へ送付せしむる文錦頂戴可仕旨法信ヤ上早達文錦頂候
此是日印人四人同十四日法信頂取出航十五日積別ヲロイヤ人法信頂
書付在り通一尤文錦頂印米石儀塔千儀長崎逗留中調物不辨
此也

長崎御奉行申渡書

先年松本より出航せる通信高とも成る事と一一通中諭國
書と唱ふとの我國の儀名不似る書も解しつゝも持来り事
を許されず松本と地異國の事と管府へ一通所ありは其國の事し
漂流人を連来り又形中と杯有とも松本より決る事不通する者
も長崎の是等の事不似る地あり人小儀此等事も有しとて長崎不

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

此等の信牌をもちていざり物を今又國王の書を持するに松
前におおて申論したるを辨かす極あり是偏不憚を宣ふし風
の等しからぬ友通ししときより志う此度改る政府の事を待て
申論す事此件船中薪水の料とあり物の上は我由なき時
とも此等の船船ありていざり地方をたぬすもや不帰航は歴し

打奉書

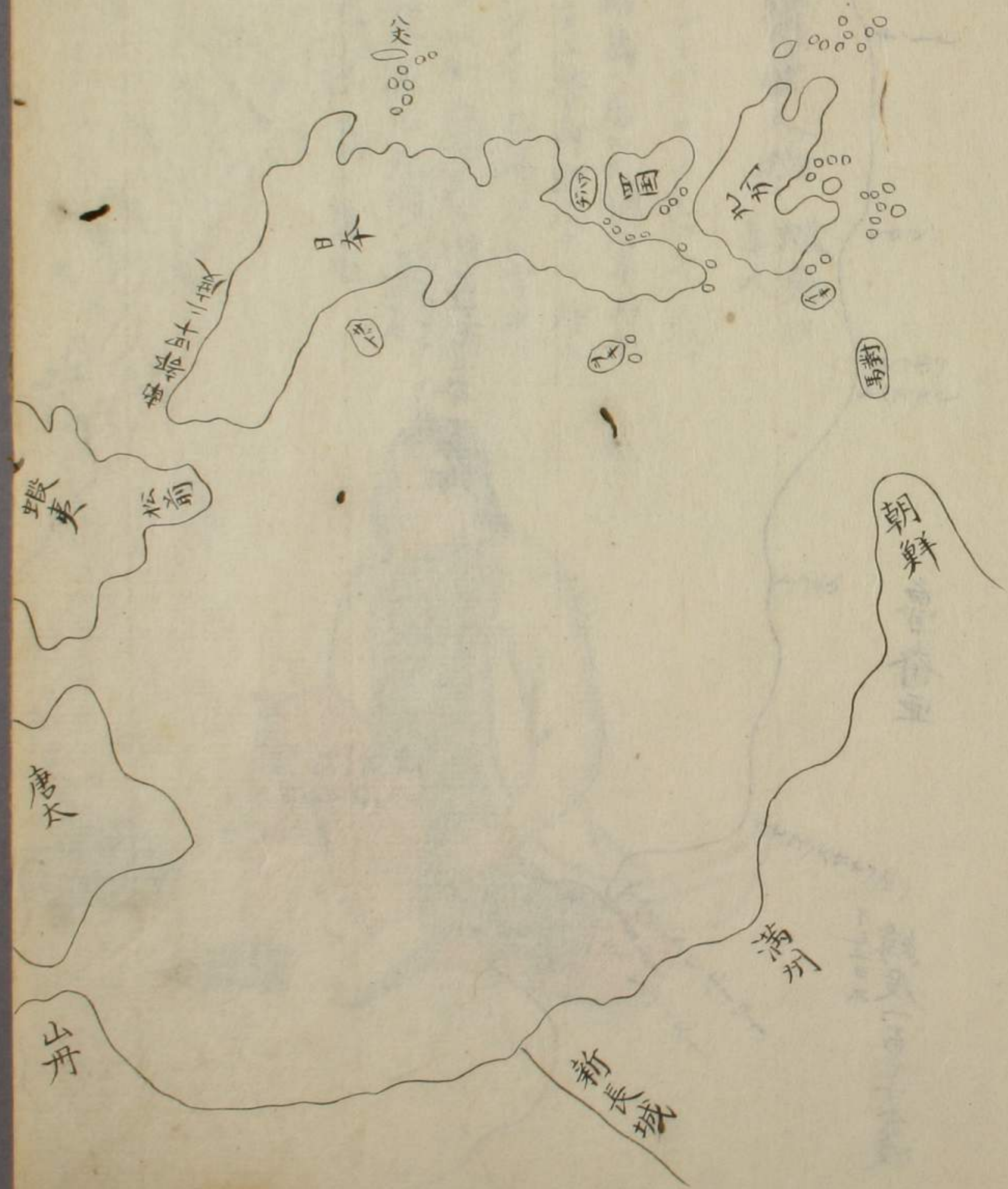
一 我國昔より海外通同する法を少くもとす事便宜ありき
る所あり厳禁をいざり是等の船も輒我由なき事を許さ
ざる事海船有といふも堅く退きしれん唯唐山朝鮮琉球
紅毛の三往來する事いざり市の利を必し是等ありし事

久しきこといれをいざり其外のため昔よりいざりて信を
申かすこといざり我由浮船人いざりて松前おめて通商を
いざり今又長崎おめていざりて交易を毎かんとす計る既
其事再びお及ては我由望も有り切るを志あり然といざり
望む所の通信通商の事いざりていざり議をいざりて我由
海外の法をいざりて通同せざる事いざりていざり隣国を
申論す事いざりていざり其風をいざりて事候お事なり
惟心を結ぶこといざりていざりていざりていざりて通商
是我由歴世封疆を守るの常法ありいざりていざりていざり
を以て朝廷歴世の法をいざりていざりていざりていざり

の礼物を受けて答へん礼を志する國とある答むとせぬ海平
 万里何國も物不換る所へ答へたるの由れも志す互市のときと
 一其の旨を以て我玉のあきあふ加ふおのゝ其利有る例あり
 せしやも通してこれを海平無償の物と好て我玉有用の
 貨をりふらん要は家園計の旨あるものありはとや輕漂民
 奸猾の商物を競ひ價と争ひ利をりてせしやも是謀ふ法きや
 せしやも風を壞り俗をこたふる民を責ふふ害をりて深く取
 ちり延あり互市交易の事かゝて只信と通して好む好むを
 結ぶより又志玉の禁ゆる事不成るし是ふおのて通して
 とせぬ朝廷の意ぬ形再い来る事を費す事あるは

ムスコピア文字 癸丑十月侍寫

ガ デ
 カ エム
 エラ ヲ
 ヤ 利 五
 ア ベ 空
 エ セ 七 一



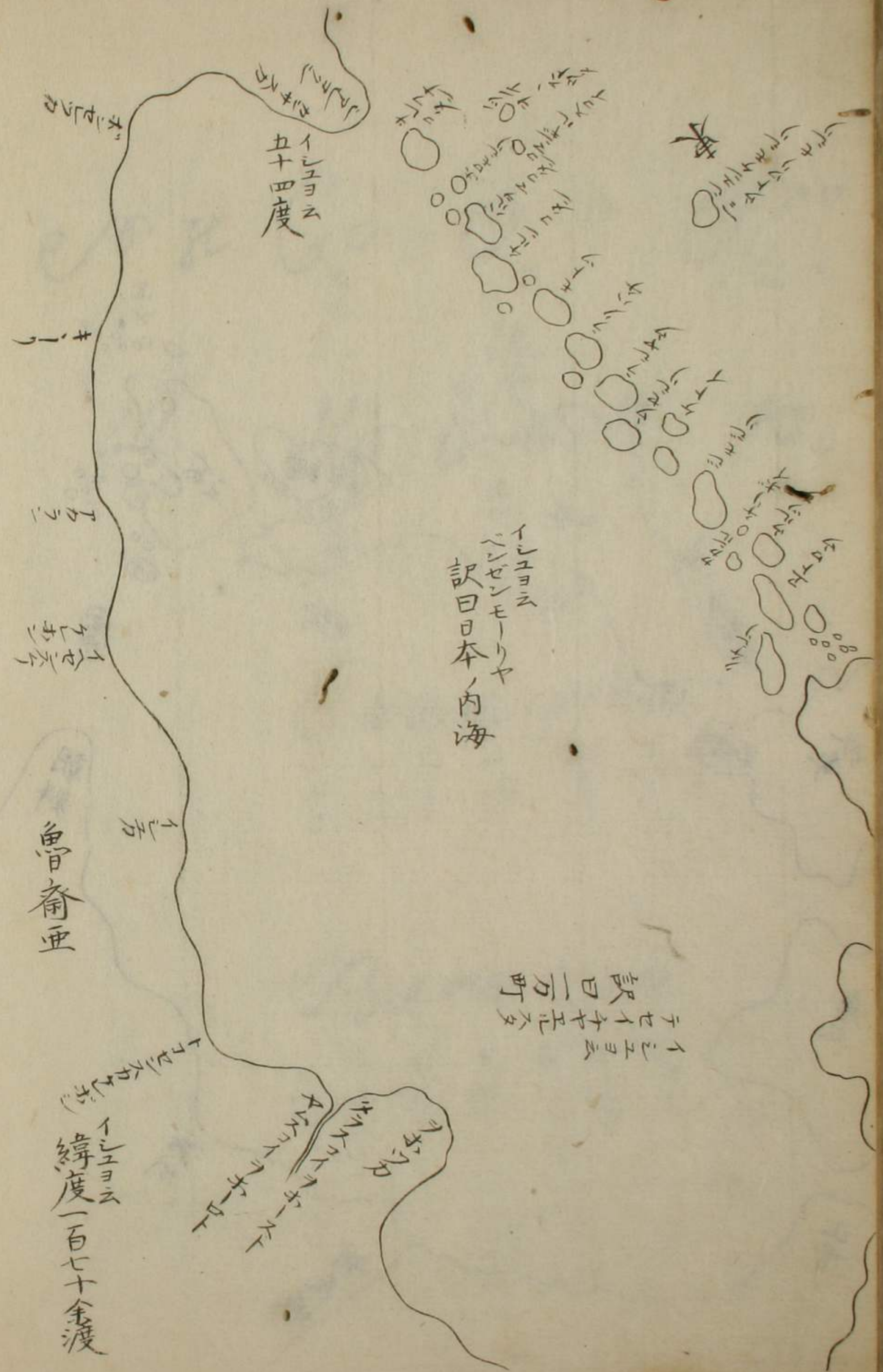
ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ

ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ

ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ

ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ
 ㄷ ㄹ ㄺ ㄻ ㄼ

魯齋爾臣人物 蝦夷日
 赤人
 シメランドロヘイイシヨ
 鼻緒島ニ居ル天明六年丙午
 ニ歳三十三魯奇臣人ナリ即ム
 スクバツノ一也此イシヨガ
 案ヲ以制作シタル蝦夷諸
 島ノ畧圖也天明六年
 子トロッパ 島ニ留住



シホツカ人物

表ニ着スルモノ皮ノ羽織ノ如ク
下ノ着用魯西亜ニ同シ



シホツカ人物

